

職員の懲戒処分について

東京都下水道局長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 非行事故（盗撮）

（1）懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	55	男性	停職1月

（2）事故の概要

事故者は、令和4年6月27日、路上において、自転車に乗った女性に対し、すれ違いざまに所持していたカメラを差し向け、盗撮行為を行った。

2 非行事故（窃盗）

（1）懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	18	男性	停職1月

（2）事故の概要

事故者は、令和5年4月18日、都内のコンビニエンスストアにおいて、食料品2点（411円相当）を窃取した。

3 交通事故

（1）懲戒処分の内容等

事故者（会計年度任用職員）

年齢	性別	内容
68	男性	停職1日

(2) 事故の概要

事故者は、令和5年6月23日、公用車を運転し、出張先の駐車場に後進して駐車する際、運転操作を誤り、後方にいた相手方に傷害を負わせた。

4 発令年月日

令和5年12月27日

問合せ先

下水道局職員部人事課

電話 03-5000-6674